

議 第 2 号

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

軽油引取税の課税免除措置については、国民生活や対象事業者への影響等を勘案し、令和3年度税制改正において、本年度末まで3年間延長されているところである。

この措置により、砂利採取場・採石場で使用する重機やスキー場のゲレンデ整備車、農林業用機械等、幅広い分野において軽油引取税が免除され、対象事業者の経営安定に貢献している。

この措置が廃止されると、社会資本整備や災害復旧を支える砂利採取業者・採石業者をはじめとする免税事業者は、大きな負担の増加により経営が圧迫され、ひいては地域経済全体にも悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、課税免除措置の廃止による広範な産業への影響を考慮し、軽油引取税の課税免除措置を令和6年度以降も継続するよう強く要請する。